

平成 29 年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金の概要

(平成 29 年 4 月 28 日 環境共生課)

1. 補助目的

この補助金は、県が「高知県環境基本計画」を効果的に実行するため、県の環境政策と連携した取組を総合的に支援することを目的として、次の事業実施主体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

2. 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、「高知県環境基本計画」が目指す低炭素・循環型・自然共生の三つの社会づくりの方向性に沿った県内で行う取組であり、かつ、「高知県環境基本計画」の対象となる次に掲げる 6 分野のいずれかに資すると認められるハード事業及びソフト事業とする。

- (1) 地球温暖化への対策
- (2) 循環型社会への取組（3Rの推進等）
- (3) 自然環境を守る取組
- (4) 環境ビジネスの振興
- (5) 環境を守り育てる人材の育成
- (6) 「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標に資する取組

3. 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる要件のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人
- (3) 地球温暖化防止県民会議の会員（市町村を除く。以下「会員」という。）又は会員が代表構成員となる実行委員会が事業主体となり、高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業を行うもの
- (4) 地域の多様な主体から構成された協議会
- (5) 非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体
※前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は事業実施主体としない。
 - ① 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とした団体又は特定の公職者若しくはは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的とした団体
 - ② 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある団体

4. 補助額等

1 団体当たり、10 万円以上 50 万円以下の定額補助

5. 事業の審査

補助事業の決定にあたっては、交付要綱別表 3 のとおり審査を行う。

6. その他

補助金に関する情報は、環境共生課HPに掲載する。

(掲載情報/交付要綱、様式、これまでの採択団体、募集開始（5月上旬予定）など)

【環境共生課URL】

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/>